

会津若松市新規就農支援特区

都道府県名：

福島県

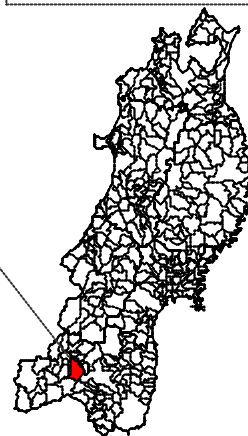
申請主体名：

会津若松市

区域の範囲：

会津若松市の区域の一部

会津若松市



特区の概要：

地域農業の担い手不足・農地の遊休化が進むなか、農地に関する権利の取得に関する下限面積要件を弾力化し、新規就農者の受け入れを促進すべく、「会津若松市新規就農支援センター」による関係機関が一丸となった新規就農者の受入体制を整備し、その確保を図る。

適用される規制
の特例措置：

・農地取得後の農地の下限面積要件緩和

